

結核予防法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(平成十六年十月六日 政令第三百三号)

結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第一条 結核予防法(以下「法」という。)第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設</p> <p>(健康診断の対象者、定期及び回数)</p> <p>第二条 法第四条第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者毎年度</p> <p>二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が一年未満のものを除く。)の学生又は生徒入学した年度</p> <p>三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度</p> <p>四 前条第二号に掲げる施設に収容されている者六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度</p> <p>2 法第四条第三項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第四条第一項の健康診断の対象者以外の者(市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。)六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度</p> <p>二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期</p> <p>3 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回</p>	<p>(施設)</p> <p>第一条 結核予防法(以下「法」という。)第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年院</p> <p>三 婦人補導院</p> <p>四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設</p> <p>(健康診断の定期及び回数)</p> <p>第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。</p> <p>一 十六歳に達する日の属する年度</p> <p>二 前号の定期の健康診断の際エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度</p> <p>三 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度</p> <p>2 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。</p> <p>一 前項第一号及び第二号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回</p> <p>二 前項第三号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期においておおむね六月の間隔において二回。ただし、そのうちの一回は、前回行つた健康診断の際結核発病のおそれがあると診断された者についてのみ行うものとする。</p>

二 前項第二号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

(法第十三条の予防接種の定期)

第二条の二 法第十三条の政令で定める定期は、生後六月に達するまでの期間とする。ただし、地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、一歳に達するまでの期間とする。

(削除)

(都道府県の負担)

第三条 法第五十五条の二の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第五十二条第四号の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)について行う。

(都道府県の補助)

第四条 法第五十六条の規定による都道府県の補助は、各年度において学校又は施設の設置者が健康診断の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従つて行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において学校又は施設の設置者が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(国庫の補助)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十七条の規定による法第五十一条第二号から第七号まで及び第九号の費用に対する国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度における当該事務に関する収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

5 (略)

第六条 厚生労働大臣は、第三条、第四条の二第一項及び第五条第一項から第四項までに規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(法第十三条第四項の予防接種の定期)

第二条の二 法第十三条第四項の政令で定める定期は、四歳に達するまでの期間とする。

(結核診査協議会)

第三条 結核診査協議会の委員のうちから互選された者は、委員長として会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を行う。

2 前項に規定するものの外、結核診査協議会の運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(都道府県の負担)

第三条の二 法第五十五条の二の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第五十二条第五号の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)について行う。

(都道府県の補助)

第四条 法第五十六条の規定による都道府県の補助は、各年度において事業主又は学校若しくは施設の設置者が健康診断、ツベルクリン反応検査及び予防接種の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従つて行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において事業主又は学校若しくは施設の設置者が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(国庫の補助)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十七条の規定による法第五十一条第二号、第四号から第八号まで及び第十号の費用に対する国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度における当該事務に関する収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

5 (略)

第六条 厚生労働大臣は、第三条の二、第四条の二第一項及び第五条第一項から第四項までに規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(事務の区分)

第十条 第二条の四(都道府県知事に対する申請の
経由に係る部分に限る。)の規定により保健所を設置
する市又は特別区が処理することとされている事務
は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二
号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第十条 第二条の五(都道府県知事に対する申請の
経由に係る部分に限る。)の規定により保健所を設置
する市又は特別区が処理することとされている事務
は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二
号法定受託事務とする。